

IV 考 察

1. 条坊と遺構の占地

平城京左京三条二坊三坪は、西で東一坊大路、北で三条条間路に面し、東と南でそれぞれ六坪と四坪との坪境小路に面している。ここでは三坪をとり囲む条坊道路の位置を復原し、調査区が三坪で占める位置と検出遺構より、三坪の宅地割の状況を検討しよう。

三坪の南北幅は坪の計画寸法 450 尺から推定条間路幅 4 丈と、従来の所見による小路幅 2 丈の各 $\frac{1}{2}$ を減じた 420 尺で、東西幅は平城宮跡第39次調査で確認された東一坊大路幅 8 丈と小路幅 2 丈の各 $\frac{1}{2}$ を減じた 400 尺とみることができる。

条坊道路の想定を基に今回の調査区が三坪で占める位置を復原すると、坪の中央に接する南東部に位置し、南東部の北西寄り約 $\frac{1}{4}$ を占めることが判明する。三坪内の調査は、今回の調査区の北に接する地域で行った奈良市の調査(1983年)面積を合せても 1,060 m²で、三坪全体(14,700m²)の7%にすぎない。したがって三坪の宅地割の全貌を明らかにすることはできないが、今回の調査成果から坪内の土地利用状況を想定してみよう。

検出遺構の中で区画の塀と考えられる南北塀 S A 2970 と東西塀 S A 2960 の交点の座標と、第39次調査の東一坊大路心の座標の東西方向の距離は国土方眼方位で 73.414 m となる。この値を朱雀大路で確認している条坊方位の振れ(N0°15'41"W)で修正すると実長 70.563 m を得る。この値を平城京の基準尺(0.295~0.296)で除すと、240 尺に近似した値を得る。これは東二坊大路心と S A 2970 間の東西距離が 240 尺で、大路幅 $\frac{1}{2}$ (40 尺)を減ずると 200 尺となり、前述の三坪の東西幅の $\frac{1}{2}$ にあたる。すなわち S A 2970 が三坪の東西中軸線上に位置することになる。また同じ交点の座標と第39次調査の二条条間大路心の座標との南北方向の距離は国土方眼方位で 625.663 m で、この値を条坊方位の振れで修正すると実長 625.870 m を得る。同様に京の基準尺で除すと 2,118 尺に近似した値を得る。2,118 尺から二条条間路~三条条間路の条坊計画寸法 1,800 尺と三条条間路推定幅の $\frac{1}{2}$ (20 尺)を減ずると 298 尺の値となる。これは前述した三坪の南北巾 420 尺の $\frac{1}{2}$ (210 尺)すなわち南北方向の坪心より 88 尺南に東西塀 S A 2960 が位置することになる。南北塀 S A 2970 は柱間 8 尺であるから、坪心に柱が位置し南へ 11 間目(8 尺×11)に東西塀 S A 2960 が配置されていることになる。

南北塀 S A 2970 は北側の奈良市の調査で、坪心より 40 尺(8 尺×5 間)の位置に北端となる可能性のある柱掘形が確認されており、また S A 2960 の南で、西へ 5 尺移動して南へ同じ柱間で延長している。東西塀 S A 2960 は南北塀との交点すなわち坪心線より 7.5 尺の柱間で西に 5 間以上、東に 13 間以上延長していることが確認されている。また両塀と同時期の建物 S B 2990 は、坪心より西へ 20 尺の位置に東側柱を、南へ 20 尺の位置に北側柱をそろえて計画されており、S B 2950 も S B 2990 と柱通りをそろえていることが確認された。

これらの遺構の配置から三坪の占地を考えてみると、南北塀 S A 2970 は坪の中心を通る

が、堀の両側にある建物配置によると、三坪を東西に宅地割する堀ではなく、宅地内での区画用の堀と考えられる。これはB期の建物S B 2980が坪心をまたいで建てられていることより、B期においても東西を二等分する区画はないものと思われる。また南北方向の宅地割区画についても南北堀が北へ延長することやS A 2985がS A 2970と柱間をそろえて南へ延長することにより $\frac{1}{2}$ 町・ $\frac{1}{4}$ 町の区画割りには存在しなかったものと考えられる。

三坪内での調査面積がまだわずかであり、今後の調査の進展によって解明されると思われるが、平城宮に近接していること、また同じ三条二坊内の調査で東に隣接する六坪で1町またはそれ以上、九坪でも1町かそれ以上、十五坪では1町から東西 $\frac{1}{2}$ 町と宅地が広域を占めていることより、今回検出の遺構配置を考えると、三坪でも宅地が1町を占める可能性が高い。

	X	Y	
二条条間大路心	-145,751.977	-18,027.326	平城宮第39次調査
東一坊大路心	-145,757.263	-18,054.064	"
S A 2970とS A 2960の交点	-146,377.640	-17,980.650	今回の実測値

tab. 3 条坊関係の計測座標値

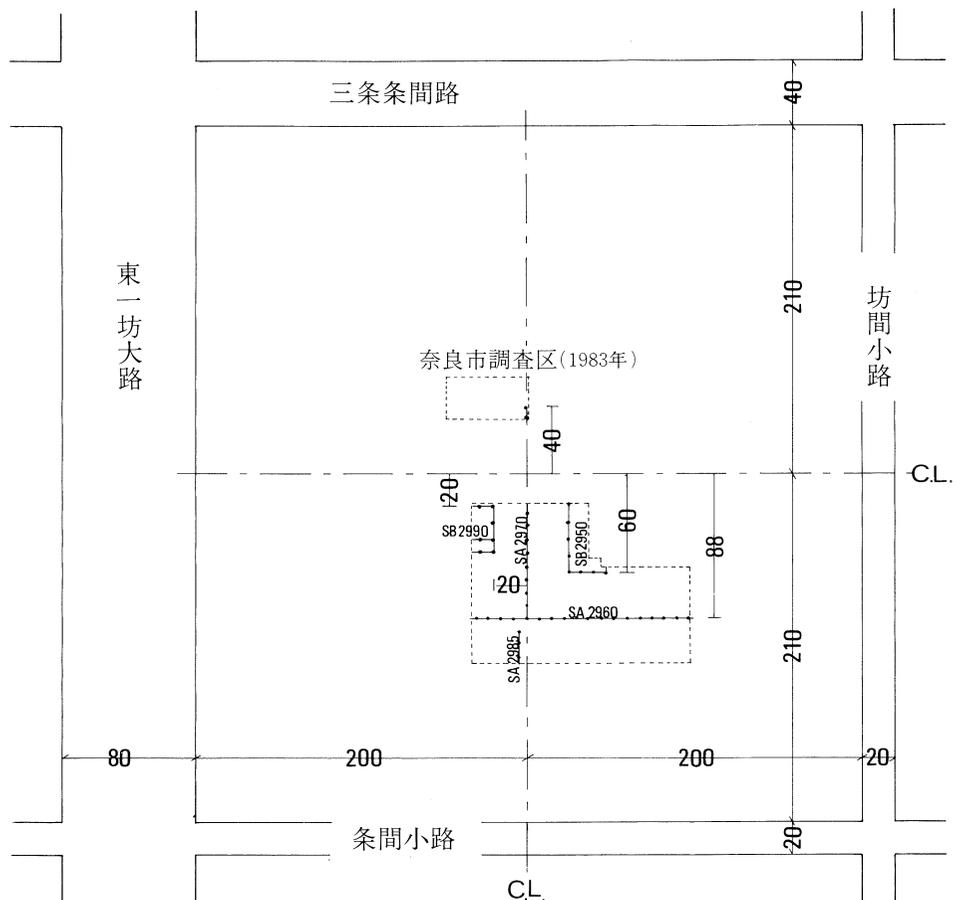


fig. 19 三坪の占地概念図(単位 天平尺)

2. 遺構の時期区分

前節における検討の結果から明らかなように、今回の調査区は3坪の中央東南部、三坪を南北に二分する線の南側に位置し、三坪全体の約 $\frac{1}{16}$ の面積を占める。坪全体からすると極めて限られた範囲の調査であるが、調査区の西半部を中心に掘立柱建物・塀・井戸・土壌など多数の遺構を検出することができた。これらの遺構と出土遺物を手掛りに、三坪内における宅地の利用状況とその时期的な変遷を検討してみたい。検出した遺構は、遺構相互の重複関係、配置、出土遺物から、以下に述べるA～Eの5期に区分することができる。

A期 掘立柱建物S B 2998と土壌S K 2996がある。S B 2998は柱掘形の一部を検出したのみで、規模不明の建物であるが、S B 2980・2950と重複し、このいずれよりも古い。S K 2996もS B 2980に重複し、S B 2980より古い。S K 2996は既に述べたように、本来井戸の掘形として掘られたが、何らかの理由で計画を変更し、そのまま埋められたものである。S B 2998・S K 2996ともに出土遺物は皆無であり、造営時期については手掛りを欠く。

B期 東西棟建物S B 2980のみ。坪内を区画する施設はみられない。S B 2980はS B 2950・S A 2970と重複し、このいずれよりも古い。柱掘形・抜取穴とも出土遺物は皆無である。

C期 C期は調査区内で、三坪内部における整然とした建物配置が確認できる時期である。南北棟建物S B 2950、東西棟建物S B 2990、東西塀S A 2960、南北塀S A 2970・2985および井戸S E 2988がある。S B 2950・S A 2970はB期の建物S B 2980に重複し、柱掘形の切合関係からS B 2980より新しい。なお井戸S E 2988の掘形はS A 2960の柱掘形に一部重複するが、この点については造営における時間差とみることができよう。

遺構の配置関係をみると、まず坪内を東西に二分する位置に南北塀S A 2970を、南北二分線(調査区外)の南26.9m(88尺)の位置に東西塀S A 2960を置き、また塀S A 2970の柱列より西へ1.5m(5尺)寄せた位置に、塀S A 2960の南2.4m(8尺)の位置から南へ延びる南北塀S A 2985を置いて、三坪南半部を四区画に分割する。東西塀S A 2960は坪内南北四分線の北4.5m(15尺)に位置することになる。東北区画内部に南北棟建物S B 2950が、西北区画には南廂をもつ東西棟建物S B 2990が、東西に柱筋をそろえて建てられる。S A 2970とS B 2950西側柱列の間は7.1m(24尺)でS B 2950の梁間総長に一致する。またS A 2970とS B 2990の東妻柱列の間は5.9m(20尺)であり、区画施設としてのS A 2970とその東西の区画内に建てられた2棟の建物配置に一連の計画性が認められる。なお今回の調査区内では、南北塀S A 2985で区画された西南、東南区画内には建物遺構は検出されなかった。

さて、以上に述べたような配置計画が認められるとすると、三坪内の南半部を区画するS A 2970以下の掘立柱塀は、その性格として坪内の宅地割りの用途をもつものではなく、同一宅地内部の区画施設とみることができよう。調査範囲が狭いため確言はできないが、平城京内の類例から想定するなら、このC期の建物配置を一坪占地の一形態として、東北

区画を、S B 2950を西脇殿とし、東方に南北棟の東脇殿、その中間北方に東西棟の正殿を置く主要区画とし、東南区画をその前面に位置する広場、S B 2990・S E 2988の位置する西北区画を東北区画とは少しく性格を異にする生活空間とみることも可能であろう。

C期遺構の出土遺物には、堀 S A 2960の柱掘形から出土した平城宮(軒瓦)II期の軒丸瓦6225型式がある。下限は井戸 S E 2988出土土器から天平末年(750)頃と推定される。包含層出土土器のほとんどがこの天平末年頃のものであることは、C期の廃絶に伴う土器類の廃棄量がかなり多量であったことを示すものであろう。

D期 南北棟建物 S B 2992・土壇 S K 2968及び井戸 S E 2965がある。S B 2992はC期の南北堀 S A 2970に重複し、S A 2970より新しい。西南隅の柱掘形から、奈良時代後半期の須恵器杯B蓋とともに、C期の建物 S B 2990の柱抜取穴出土品と同一個体とみられる須恵器壺の頸部破片が出土している。S K 2968もC期の東西堀 S A 2960の柱掘形に重複し、S A 2960より新しい。埋土から平城宮(軒瓦)III期の軒平瓦6721型式が出土した。S B 2978東辺の地鎮遺構 S X 2982はこのD期の造営に伴うものと考えられる。D期以降は建物規模の縮小が顕著であり、坪内部を区画する施設も不明である。

E期 南北棟建物 S B 2975・2978および井戸 S E 2965がある。東西堀 S A 2962・建物 S B 2995についてはD・E期いずれとも決めがたい。S B 2975・2978の2棟は互いに棟通りをそろえて建てられている。出土遺物としては、S B 2975の柱掘形から少量の土器が出土しているが、小破片であり、時期を決定できるものはない。E期の下限は、井戸 S E 2965の出土土器から奈良時代末頃と推定される。

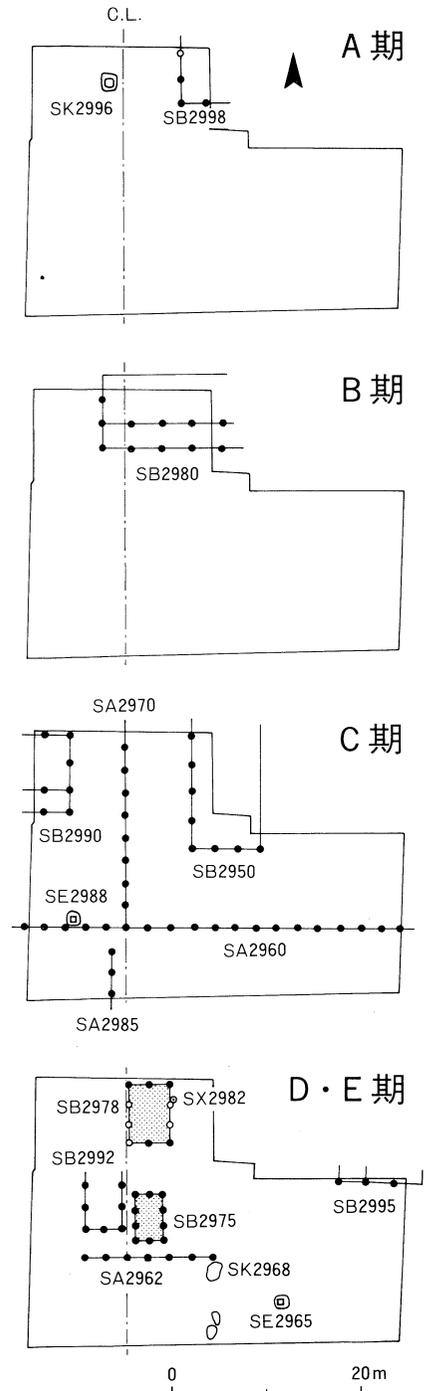


fig. 20 遺構の時期変遷図

3. 京内の宅地割と坪内区画施設

今回の調査では、平城京左京三条二坊三坪内の宅地割について次の点が明らかとなった。奈良時代前半のB期には三坪の東西中心線をまたぐ建物(S B 2980)が存在し、一町を占める宅地割が想定できること。つづく奈良時代中頃のC期にも一町を占める宅地割が推定でき、宅地内が坪の東西中心線にのる南北堀(S A 2970)やそれと直交する東西堀(S A 2960)によって区画され、その各区に整然と建物群が配置されていることなどである。こうした一町規模の宅地をもち、その坪内を掘立柱堀によって区画するという状況は、これまで調査された左京三条二坊の六坪宮跡庭園や十五坪の貴族の邸宅と同じ様相である。

そこで、平城京内における坪内区画施設と宅地割との関係について考察を進めてみよう。条坊の坪内を区画する施設には、(1)坪を分割する宅地割にかかわる宅地割施設、(2)一つの宅地内を区画する宅地内区画施設の二つの性格が考えられる。この二つは(1)が宅地班給と結びつくいわば公的な面をもつ一方、(2)は宅地班給後の私的な施設であるという意味でも機能の差があり、坪内を区画する遺構は両者を区別してその性格を検討する必要がある。

平城京内の発掘調査によってこれまで知られた宅地割の例と坪内区画施設の例をまとめると、tab. 4 のようになる。これをみると、坪内区画施設には㉔坪内小路、㉕溝、㉖掘立柱堀の三種の遺構が検出されている。これ以外に、特殊な例として㉗堀河によって坪が2分される場合があり、また遺構の検出しにくい、㉘簡易な木柵様の施設も想定される。ここで(1)宅地割と(2)宅地内区画という性格の面とこれら諸遺構のあり方を合せ考えてみると、これまでのところ(1)宅地割施設には㉔坪内小路や㉕溝が、(2)宅地内区画施設としては㉖掘立柱堀がみられるという傾向が認められる。この傾向が一般化できるかどうかは、まだ京内の調査事例が少ないためさらに今後の調査が待たれるが、傾向として指摘しておきたい。

条坊位置	時代	宅地割	宅地割施設	宅地内区画施設	文献	
左	一条三坊十五・十六坪	奈良初期	2町		『平城宮発掘調査報告VI』1975	
	二条三坊十三坪	奈良後半	南北 $\frac{1}{2}$ 町か	坪内小路	『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1982	
	三条一坊十四坪		2町か		『奈良国立文化財研究所年報1968』	
	三条二坊三坪	奈良前～中	1町(以上)		堀(東西2分) 本報告	
	三条二坊六坪	奈良時代	1町(以上)		堀(南北3分) 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976・1980	
	三条二坊九坪	奈良後半	1町(以上)		『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』1981	
	三条二坊十五坪	～8世紀末 8世紀末～	1町 東西 $\frac{1}{2}$ 町		堀 『平城京左京三条二坊』1975	
	三条四坊七坪	奈良初～後 奈良末期	南北 $\frac{1}{2}$ 町 1町	坪内小路	『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980	
	四条四坊九坪	奈良前半 奈良中頃	南北 $\frac{1}{2}$ か $\frac{1}{2}$ 町 東西 $\frac{1}{2}$ 町以上	溝	『平城京左京四坊九坪発掘調査報告』1983	
	五条一坊四坪		$\frac{1}{2}$ 町*	溝→堀	『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1975	
京	五条二坊二坪	奈良第2期		堀(南北4分)	『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和57年度』1983	
	五条二坊十四坪	～天平末年 ～延暦3年	南 $\frac{1}{2}$ 町、北 $\frac{1}{2}$ ・ $\frac{1}{2}$ 町 1町	溝	『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』1981	
	八条三坊九坪	I期 II・III期	東半南北 $\frac{1}{2}$ 町 南北 $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{1}{2}$ 町	堀河・細溝 堀河・細溝	『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976	
	八条三坊十坪	I期 II期～	東半東西 $\frac{1}{2}$ 町か 東西 $\frac{1}{2}$ 町	堀河・? 堀河・細溝	同上	
	右	二条二坊十六坪	奈良前半 奈良後半	南北 $\frac{1}{2}$ 町(以下) 南北 $\frac{1}{2}$ 町(以下)	坪内小路 坪内小路	『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982
		五条四坊三坪	奈良前半	$\frac{1}{2}$ 町以下		『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977
		八条二坊十二坪	730～、750～	南北 $\frac{1}{2}$ ないし $\frac{1}{2}$ 町	堀	『平城京西市跡』1982

tab. 4 平城京内の宅地割と坪内区画施設

4. 平城京における地鎮

建物の造営に先立ち、地の神を鎮め祭るために行う地鎮供養は、今日も一般的にみられる重要な造営儀式の一つである。この地鎮供養は『日本書紀』によると藤原宮造営時には既に行われており、平城宮の造営に際しても「鎮_レ祭平城宮地_一」と『続日本紀』にあるところから、宮の造営に先行して宮地を鎮め祭ることが8世紀には制度化していたものと考えられる。宮地の地鎮供養に関しては未だその具体的内容は明らかではないが、平城京内からは近年の調査の進展により、地鎮供養に伴う鎮物理納品と推定される遺物が何例か発見されており、こうした造営儀式が寺院や宮殿のみならず平城京内に広範に浸透していたことを物語っている。そうした平城京の鎮物理納例をまとめるとtab.5のようになる。

鎮物理納例は今回の調査例を含め現在までに5例を確認できるが、1・2・4のように掘立柱建物の柱穴に埋納する例が多い点が注目される。埋納位置は身舎の四隅に限られるものの、特に一定の方角には定まっていない。また、鎮物が埋納された建物は、1のS B 970が桁行5間、梁間4間の南北両面廂付東西棟で9世紀前半代における十五坪の主屋であり、4のS B 2390が桁行6間、梁間3間の東・南二面廂付南北棟で九坪における脇殿的性格の建物であり、ともに宅地内の主要建物に限定されるようである。1では柱穴内におかれた礎板下面に銭が附着した状況で出土し、4では柱の周囲を礫と瓦片で固定した根巻状施設の下から銭が出土しており、柱穴を穿ち柱を立てる際に埋納された立柱祭に伴う鎮物である可能性が高い。これに対して5の今回の出土例は、上記の例とは以下の2点で大きく異なっている。第一に土器を容器としてその中に鎮物を納める点、第二に埋納物が特定の建物と直接結びつかない点であり、平城京内では従来知られていなかった鎮物理納のパターンである。今回の出土例に近似するものとしては、1983年に法隆寺の旧南門前から発見された埋納物が想起される。これは径1.2 mの円形土壌内に埋納された土師器碗の中に2枚以上の和同開珎と金箔が納められていたもので、西院伽藍完成時に行われた地鎮め供養(後鎮祭)に伴う埋納物と考えられている。今回の出土例も供養の対象が建物と結びつかない点や三坪のほぼ中央に掘られた土壌内に埋納されている点などを考慮すると、建物造営に先立ち、もしくは建物竣工後に行う地鎮め供養に伴う鎮物理納とみるべきで、平城京内で確認された唯一確実な地鎮祭の資料として高い価値を有しているといえよう。

註『延喜式』(踐祚大嘗祭式大嘗宮条)には大嘗宮の造営にあたり「始掘_レ殿四隅柱_ヲ埋_ナ」^{ア+}とあり、四隅の柱穴を決定しその柱穴から掘り始めるのが掘立柱建物通有の工法と考えられる。

	条 坊 位 置	調査年	埋 納 物	埋 納 位 置	時 期
1	左京三条二坊十五坪	1974	和同開珎1	S B 970 身舎西北隅柱穴	9 C前半
2	左京四条三坊一坪	1977	水晶玉 1	S B 07 身舎西南隅柱穴	奈良時代
3	右京二条二坊十六坪	1981	和同開珎4以上	S B 545 南廂部分	奈良時代初頭
4	左京四条四坊九坪	1982	和同開珎1	S B 2390身舎東北隅柱穴	奈良時代後半
5	左京三条二坊三坪	1983	須恵器壺内に和同開珎2	三坪のほぼ中央(S X 2982)	奈良時代後半

tab.5 平城京における鎮物理納例

5. 結 語

今回の発掘調査地は、平城宮に近接する平城京左京三条二坊三坪に位置し、坪の中心よりやや南東寄りにあたる。東接する左京三条二坊六坪には特別史跡宮跡庭園が存在するなど、これまでの発掘調査によって平城京内でも高級住宅街であったこの地域の様相が明らかになってきている。調査面積は940㎡で三坪全体の $\frac{1}{6}$ 程であるが、坪内の状況を知る上で貴重な資料を得ることができた。その成果は前節までに述べてきたが、以下調査成果のまとめを行い結語とする。

三坪の地は奈良時代を通じて宅地として継続して利用されていた。遺構は重複関係や配置状況、出土遺物によってA～Eの五時期にわたる変遷が認められた。A期(奈良時代前半)には調査区内には顕著な遺構はみられないが、B期(奈良時代前半)には三坪の東西二等分線をまたぐ東西棟建物(S B 2980)があり、三坪が1町を占める宅地であることが想定できる。C期(奈良時代中頃)は調査区の遺構群が最も整った時期で、1町規模の宅地内が掘立柱塀(S A 2970・S A 2960・S A 2985)によって区画され、その各区に主要殿舎群が整然と配置されていた。このうち南北塀S A 2970は三坪の東西二等分線上にのっているが、宅地割施設ではなく宅地内区画施設である。宅地内区画の東北区で確認した大規模な掘立柱南北棟建物S B 2950は「冂」字配置をとる殿舎群の西脇殿にあたる可能性がある。また西北区の南廂をもつ東西棟建物も、大規模な柱根からみてこの区の主要殿舎であったと考えられる。B・C期の遺構配置と1町規模の宅地占地というあり方から、この時期三坪は高級官人の邸宅であった可能性が強い。つづくD・E期(奈良時代後半)には建物の数が減少し、またかなり小規模化して三坪の利用状況に変化がみられる。建物以外ではS A 2960の後身にあたる東西塀(S A 2962)や井戸1基のみがこの時期の主要な遺構である。以上のように三坪の宅地利用状況を明らかにすることができ、従来平城京内でも最も調査の進んでいた左京三条二坊の様相をより具体化できたことは、今回の調査の大きな成果といえよう。

出土遺物の中では、和同開珎の中に納めた須恵器小壺が埋置された施設S X 2982が目ざれよう。これは地鎮の遺構と考えられ、平城京において地鎮供養が行われたことを示す貴重な例である。

以上、今回の調査では平城京左京三条二坊三坪の宅地利用状況を把握すると同時に、奈良時代前半～中頃を中心に同坪が1町規模の宅地をもつ高位の居住者の邸宅であったことを明らかにした。しかし、居住者を推定する手掛りは得られず、文献史料の上で左京三条二坊を本貫とすることが知られる従八位上槻本連大食(正倉院文書天平14年(742)11月23日優婆塞貢進解[大日本古文书2巻319頁])などとの関係も不詳である。この問題をふくめ、今後の調査の進展によって左京三条二坊の往時の姿がさらに具体的に復原できるものとする。